

上川中部圏域地域・職域連携推進連絡会設置要領

1 目的

地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、北海道内在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開するなど、道民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図ることが必要である。

こうしたことから、地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築するため、「上川中部圏域地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）」を設置する。

2 協議事項

- (1) 地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、健康課題及びニーズの把握に関すること。
- (2) 健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等に関すること。
- (3) 上川中部圏域における健康増進計画の推進に関すること。
- (4) その他推進連絡会の目的達成のため必要と認められること。

3 組織

- (1) 市町及び医療保険者
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
幌加内町、大雪地区広域連合
- (2) 職域保健関係機関
旭川労働基準監督署、旭川地域産業保健センター、旭川商工会議所
北海道上川管内商工会連合会、北海道総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (3) 医療関係団体等
旭川市医師会、上川郡中央医師会、旭川歯科医師会、北海道看護協会上川南支部
北海道栄養士会旭川支部、北海道歯科衛生士会旭川支部
旭川医科大学医学部社会医学講座

4 会議

- (1) 開催にあたっては、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。
- (2) 必要に応じて作業部会を置くことができる。

5 事務局

事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(付則)

この連絡会は、平成19年(2007年)2月22日から施行する。

この連絡会は、平成24年(2012年)3月1日から施行する。

この連絡会は、平成25年(2013年)2月27日から施行する。

この連絡会は、平成28年(2016年)3月25日から施行する。

この連絡会は、令和元年(2019年)6月28日から施行する。

この連絡会は、令和3年(2021年)2月22日から施行する。